

6 . 景観に配慮した防護柵整備の進め方

景観に配慮した防護柵の新設、更新は、一貫した考えに基づいて行うことが基本である。またそのためには、防護柵を含めた道路全体に係る景観マスタープラン等を策定することが望ましく、その中で、本ガイドラインに示された事項に基づいて、景観に配慮した防護柵の新設、更新にあたってのマスタープランを定めることが基本である。

本章では、道路全体に係る景観マスタープラン等で示すべき項目のうち、防護柵に係る事項について、マスタープランの策定、マスタープランに基づく防護柵の選定、地域意見のとりまとめ、及び事後評価の実施についてまとめを行った。

6 - 1 防護柵に係るマスタープランの策定

(1) マスタープランの定義と策定目的

防護柵に係るマスタープランは、防護柵の統一性や連続性を図る地域や区間の単位と景観的な配慮が特に必要な地域・道路を示すとともに、それらの地域等における景観的な配慮方針を示すものである。

マスタープランは、景観に配慮した防護柵の新設・更新を一貫した考えのもとに実施することを目的に策定する。マスタープランで定めた方針に基づく検討は、新設・更新時の防護柵の統一性や連続性の確保、設置の回避、景観に優れた他施設による代替手段による対応等を促進することとなる。

(2) マスタープランの内容

マスタープランは、以下の内容を標準とし、地域の実情にあわせて適宜内容を補うこととする。

防護柵の統一を図る区間

海岸、樹林地、田園、市街地の景観等、沿道の景観的基調が同一で連続する区間を単位として、防護柵の統一を図る区間を定める。

景観的な基調の把握にあたっては、自治体の景観条例や各種計画（総合計画、都市マスタープラン、土地利用計画、景観計画等）の把握、地形図の土地利用による色分け、その他の既往文献資料、現地調査等による確認を通じて行う。

なお、例えば主に沿道が樹林地である区間の中に、部分的に川や湖に接する場所が存在する場合のように、ある景観的基調の一定距離の区間の中に景観的基調が異なる

距離の短い区間が点在するような場合であっても、その主たる基調を全区間に渡って適用するのが基本である。

景観上特に配慮する必要のある地域・地区等

マスタープランの策定エリアのうち、地域の主要な山岳への眺めが得られる箇所、歴史的な環境を有している地区、特別なプロジェクトを実施している地区等は、景観上の特に配慮する地域・地区等として位置付けられる。マスタープランには、で示した防護柵の統一を図る区間に加えて、これらの地区を明確にすることが望ましい。これらの地区の例としては、「5.景観的な配慮が特に必要な地域・道路」において示したような地域が参考となる。

景観的な配慮方針

上記  の地域・地区や区間毎に、景観的な配慮方針を定める。

景観的な配慮方針は、その地域・地区や区間の景観を活かし、引き立てる上で防護柵はどのようにあるべきかという観点から、景観上重視すべき事項、形状、色彩に関する事項を設定する。配慮方針の検討にあたっては、自治体が策定した地域や地区に関わる景観の計画と十分な整合を図る必要がある。

なお、具体的な防護柵の形式については、設置箇所の状況に応じて決定する必要があるため、ここでは定める必要はない。ただし、塗装等により着色する場合の防護柵の色彩については、「4-3 色彩」を参照の上、マンセル値で定めておくものとする。

景観的な配慮方針の設定例を以下に示す。

P57「マスタープランにおける景観的な配慮方針の設定例」を参照。

景観的な配慮方針の設定例

《樹林地景観が基調の区間》

- ・次々と山並みが連続的に変化して見えるシークエンス景観を印象的に眺められるように配慮する
- ・眺めの良い区間が連続することから、透過性の高い防護柵を基本とする
- ・防護柵の色彩は樹林地の景観に溶け込むダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とする

《市街地景観が基調の区間》

- ・都市的で比較的明るい色調の街並み景観を引き立てるように配慮する
- ・歩行者の通行が多く、人が間近に眺め、触れることが想定されることから、細部のデザインに留意する
- ・防護柵の色彩はグレーベージュ(10YR6.0/1.0)を基本とする

《歴史的な街並みを基調とする区間》

- ・伝統的建築物群からなる落ち着いた色調の街並み景観を引き立てるように配慮する。
- ・多くの観光客が間近に眺め、触れることが想定されることから、防護柵の手触り感に配慮する
- ・防護柵の色彩は、街並み景観の基調をなす漆喰や瓦と融和するダークグレー(10YR3.0/0.2)を基本とする

(3) マスタープランの対象範囲

マスタープランには、策定対象とする地域や道路の性格によってさまざまな範囲が存在する。マスタープランの策定にあたっては、地域や道路の状況を踏まえ、現場に適用しやすい適切な対象範囲とすることが必要である。

マスタープランの対象範囲の例を以下に示す。

- ・ 県レベルの広域タイプ
- ・ 国立公園等の地域内で策定するタイプ
- ・ 所管する路線で定めるタイプ
- ・ 特定の地区で定めるタイプ 等

(4) マスタープランの策定主体

マスタープランは、策定対象とする地域や道路の性格に応じて、国と県等の複数の道路管理者が協力して定める場合と、各道路管理者が単独で定める場合とがある。

例えば、県レベルの広域タイプでは、県が主体となり、国・市町村が参画してマスタープランを策定することが考えられる。



マスタープランにおける景観的な配慮方針の設定例

6 - 2 マスタープランに基づく防護柵の選定

具体の防護柵の新設、更新にあたっては、マスタープランにおいて示された景観的な配慮方針に基づいて、適切な防護柵を選定することが基本である。以下に、具体の防護柵の選定時における留意事項を示す。

設置する防護柵の検討と選定

マスタープランにおいて定められた景観的な配慮方針を踏まえ、設置可能な防護柵について代替案を含めて検討し、設置を行う具体の防護柵を選定する。防護柵や代替施設の検討においては、その種類、形状、色彩の比較に加えて、維持管理の容易性やライフサイクルコスト等についても検討することが必要である。

なお、既に景観に配慮した防護柵の整備が進んでいる場合には、他区間においても防護柵の統一性、連続性を図るために、原則として景観に配慮した既設の防護柵と同一の防護柵を選定することが基本である。

《マスタープランがない場合の当面の対応》

マスタープランがまだ策定されていない場合には、当面の運用として上記の検討に先立ち、以下の検討を行う。

設置箇所の景観的基調の把握

「6-1(2)マスタープランの内容」で示した方法により、海岸、樹林地、田園、市街地の景観等、設置箇所周辺の景観的基調を把握する。なお、景観的な基調の把握にあたっては、設置箇所がその周辺の主たる景観的基調とは異なる距離の短い区間に該当している場合には、その主たる基調を設置箇所の景観的基調として扱う。

景観的な配慮方針の設定

設置箇所における景観的な基調を踏まえて景観的な配慮方針を設定する。

配慮方針の設定は、マスタープランと同様の観点から行う。

なお、マスタープランの策定範囲外の地域、道路については、本ガイドラインおよび、近隣のマスタープラン策定地域・道路における配慮事項を参考に、適切な防護柵を選定することが基本である。

6 - 3 地域意見のとりまとめ

地域の意見の聞き取りとその結果のとりまとめは、次の各段階で実施する。

《防護柵に係るマスタープランの策定段階》

マスタープランとして、計画をとりまとめる場合には、パブリックコメント手続き等を実施して、広く地域からの意見を求め、計画に対する人々の理解を深めてもらうとともに、得られた意見等を適切に反映し、マスタープランとしての完成度を高めることが望ましい。また、道路全体の景観に係るマスタープラン等の策定にあたりパブリックコメント手続き等を実施する場合には、その中で防護柵についての意見を聴取することが望ましい。

地域意見を聴取する方法、策定した計画、としては、以下のような方法がある。

- ・インターネットの活用
- ・自治体の広報誌の活用
- ・アンケート調査
- ・地域の人が参画する委員会の活用
- ・道路利用者のモニターの活用 等

また、策定したマスタープランの内容については、広報活動等を通して地域の人々に知ってもらうことが重要である。その際には、聴取した意見を計画にどのように反映したかについての報告も行い、地域の人々の理解を得ることが重要である。

《防護柵の選定段階》

景観に配慮した防護柵は、マスタープランに基づいて選定するものであることから、そのデザイン（形、意匠）に対する要望を直接的に地域から聞くことは必ずしも必要ではない。

この段階において、地域から意見を聞く必要があるケースとしては、設置する防護柵がマスタープランに基づいた適切なものであるか否かについて、パブリックコメントを求めること等が考えられる。

6 - 4 事後評価の実施

景観に配慮した防護柵設置後においては、設置した防護柵について、景観的な面から事後評価を行うと共に、交通安全上の問題が生じていないか、維持管理にあたっての問題はないか等についても評価を行い、今後の防護柵整備や維持管理に活かしていくことが望ましい。なお、道路の新設、改築時において景観に配慮した防護柵の設置を行う場合には、道路整備全体の事後評価の中で、景観に配慮した防護柵の評価を行うことが望ましい。

《整備実施直後の評価項目》

整備実施直後においては、設置した防護柵が計画で示した内容や目標を十分に達成しているかどうかについて景観的な評価を行い、改善すべき問題点や課題がある場合には、適切な措置をとることとする。

事後評価を行う評価主体としては、地域の人々、道路利用者、道路管理者等が考えられる。また、評価の視点としては、「3.景観的配慮の基本理念」で示した「周辺景観との融和」、「近接する他の道路付属物等との景観的調和」、「人との親和性」等が考えられる。なお、事後評価は、現場の状況に応じて、ヒヤリング、アンケート等、適切な方法で行うことが望ましい。

《整備実施から数年後の評価項目》

整備実施から数年後においては、設置後の防護柵が適切に維持管理され、機能的にも景観的にも良好な状態を維持しているかについて評価を行い、改善すべき問題点や課題がある場合には、適切な措置をとることとする。また、今後の整備や維持管理にいかすべき事項については、その内容と対応方針をまとめ、適切に引継ぎ、今後の整備や維持管理に反映させることとする。

評価の項目と評価主体の例を以下に示す。なお、事後評価は、現場の状況に応じて、ヒヤリング、アンケート等、適切な方法で行うことが望ましい。

評価の項目と評価主体の例)

- ・安全性確保(評価主体：道路利用者、道路管理者等)
- ・景観(補修状況を含む)(評価主体：地元住民、道路利用者、道路管理者等)
- ・維持管理(ランニングコストを含む)(評価主体：道路管理者等)